コーポレート・ガバナンス報告書

2026年11月２日

株式会社Ｇｉｎｚａ
代表取締役社長　池田　馨
問合せ先 ：取締役管理本部長 栗田　俊一
TEL：03-5537-3077　URL：https://r-ginza.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を目的として、株主利益の増大、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、経営の効率を高めながら健全性・透明性を確保し、また、ステークホルダーの皆様と適切な関係を保ちながら、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組むことを基本方針としております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田　馨	797,000	96.0
池田　香	30,000	3.6
株式会社Ｇｉｎｚａ従業員持株会	3,000	0.4

支配株主名	池田　馨

補足説明

上記の池田馨は、当社の代表取締役社長であります。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	２月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、原則として、支配株主との間で取引を行わない方針でありますが、取引が発生する場合は、少数株主の保護の観点から、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、一般顧客と同等額かつ金額軽微なものを除き、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行う方針であります。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	６名
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	―

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塙　健一郎	公認会計士											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塙　健一郎	―	―	公認会計士であり、財務及び会計を中心とした深い見識と豊富な経験を有し、当社の経営上の重要事項に関する意思決定、全般的な経営監視について、独立性及び有効性の観点から適任であると判断し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	５名
監査役の人数	２名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び監査法人による会計監査の相互情報共有を行う三様監査ミーティングを原則として年２回開催しており、監査の網羅性及び専門性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	１名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	―

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤　亮	弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　亮	―	―	弁護士であり、法務を中心とした深い見識と豊富な経験を有し、当社の取締役の職務執行に関する業務監査及び会計監査を実施するにあたり、独立性及び有効性の観点から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上に対するインセンティブを目的として、経営基盤の強化の観点から、当社の取締役に対して、ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上に対するインセンティブを目的として、当社の取締役及び従業員を対象とし、今後の貢献期待度や職位に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、事業報告及び発行者情報において、取締役の報酬総額を開示しておりますが、個別報酬の開示基準に該当する取締役はおりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、当社への貢献実績や業績、世間相場や一般社員とのバランス、今後期待される責務等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは、管理本部が行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

ａ．取締役会 当社の取締役は、池田馨、池田香、田村康博、栗田俊一及び塙健一郎の５名（うち社外取締役は塙健一郎の１名）で構成されております。代表取締役は池田馨を選定し、役付取締役については、取締役社長として池田馨、取締役副社長として池田香を選定しております。 取締役会の議長は、代表取締役社長であり、当人が利害関係を有する意思決定を行う場合、また、当人に事故等あった場合は、あらかじめ取締役会で決定した代行順位に従って他の取締役が代行するものとしております。毎月開催する定時の取締役会においては、重要事項又は法令で定められた事項に関する協議及び意思決定を行うほか、月次財務状況、業務執行取締役の職務執行状況等の報

告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、定時の取締役会とは別に、機動的に臨時の取締役会も開催できるようにしております。なお、取締役会は、Web 会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

ｂ．監査役監査

当社の監査役は、髙田新一及び佐藤亮の２名（うち社外監査役は佐藤亮の１名）で構成されております。常勤監査役として髙田新一を選定しております。

当社は、組織的かつ監査の運営を目的として、任意の機関として、監査役協議会を設置しております。監査役協議会の議長は、常勤監査役であります。毎月開催する定時の監査役協議会においては、定時取締役会の議案事項に関する意見交換を行うほか、監査役監査の実施状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、定時の監査役協議会とは別に、機動的に臨時の監査役協議会も開催できるようにしております。なお、監査役協議会は、Web 会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

監査役監査については、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適正性の監査（業務監査）、会社法に準じた決算に関する適正性の監査（会計監査）を実施しております。なお、社外監査役は弁護士であり、特に事業上のコンプライアンスに関する監査については、重点的な監査事項と位置付けております。

また、内部監査室、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査方法及び監査結果等に関する情報交換の機会として、原則として年２回の頻度で、三様監査ミーティングを開催しており、特に常勤監査役と内部監査室長は、日々コミュケーションを密にしております。

ｃ．内部監査

当社は、代表取締役社長の直下の独立的な内部監査の専門部署として、内部監査室を設置しており、専任の内部監査室長１名で構成されております。

内部監査室は、代表取締役社長の指示により、毎年、各部署を対象として、業務の適正性や効率性、規程や法令等の遵守状況等について、網羅的な内部監査を実施しております。また、必要に応じて、独立的な他部署の者や社外の支援会社と連携した内部監査も実施しております。

内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門はその改善策の検討及び実施を行い、その内容は内部監査室にフィードバックされます。改善策の実施状況及び実施結果については、再度フォローアップ監査で確認することで、ＰＤＣＡサイクルを運用しております。

ｄ．会計監査

当社は、みおぎ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づく会計監査を受けております。なお、2026 年２月期において監査を執行した公認会計士は渡邉健悟氏及び高野将一氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士８名であります。

なお、当社と同監査法人、また、監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

ｅ．コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンスを含め、全社経営及び業務上の各種リスクに関して、全社的に把握及び分析することを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長、委員は取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び内部監査室長で構成されております。

同委員会は、原則として、３ヶ月に１回開催することとし、また、緊急で開催が必要な場合は、機動的に臨時で開催できるようにしております。同委員会の議長は、事務局である人事総務部を管掌とする取締役であります。

同委員会においては、全社経営上のリスクに関し、金融庁の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」及び上場会社等の有価証券報告書における開示内容を参考として、投資家保護の観点から、当社として開示すべきリスクの抽出及び協議を行っております。また、業務上のリスクに関し、各部署で発生した重要性の高いインシデントやトラブル等の報告、対処策の協議を行っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、人員及び組織規模が大きくないこと、住宅リフォーム事業の専業であること、コンプライアンス等の事業リスクに応じて一定の牽制性が必要とされること等の理由から、会社法上の機関として、取締役会及び監査役を設置しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当面の実施予定はありませんが、今後の株主属性や株式分布状況、株主の要望等を鑑み、必要に応じて検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は２月であり、定時株主総会の開催月は５月であるため、比較的多くの企業の定時株主総会の集中時期（６月等）を回避した日程となっております。
電磁的方法による議決権の行使	当面の実施予定はありませんが、今後の株主属性や株式分布状況、株主の要望等を鑑み、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向け	当面の実施予定はありませんが、今後の株主属性や株式分布状況、株主の要望等を鑑み、必要に応じて検討してまいります。

た取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	当面の実施予定はありませんが、今後の株主属性や株式分布状況、株主の要望等を鑑み、必要に応じて検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、ＩＲページを開設し、ディスクロージャーポリシーの公表を予定しております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	当面の実施予定はありませんが、今後の株主属性や株式分布状況、株主の要望等を鑑み、必要に応じて検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当面の実施予定はありませんが、今後の株主属性や株式分布状況、株主の要望等を鑑み、必要に応じて検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、ＩＲページを開設し、決算情報を含む適時開示文書、株主関連開示文書等の掲載を予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	ＩＲに関する担当部署は管理本部であります。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻くステークホルダーの尊重及び保護の観点から、役員及び従業員の倫理行動、コンプライアンス及びリスク管理に関する社内規程等を制定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	現時点では特記すべき活動は実施しておりませんが、今後は、持続可能な社会の発展に貢献すべく、積極的に検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家及び株主に対する適時適切な情報開示を実施するとともに、これらの情報の当社ホームページ掲載等を通じて、幅広いステークホルダーへの情報提供の充実に努めてまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営上の様々なリスクに対処すべく、経営監視機能、意思決定機能、牽制機能の充実の観点から、内部統制システムの構築に積極的に取り組んでおります。

当社の業務の適正性を確保するための内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりであり、現時点においては、これらの整備が完了し、安定運用フェーズに移行しております。

ａ．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）取締役及び使用人（以下、「役職員」という。）が、法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を制定し、それを全役職員に周知徹底させる。また、取締役会を通じて、取締役の職務執行の監視をより一層強化する。

ロ）コンプライアンスに関しては、「コンプライアンス規程」及び「倫理行動基準（COMPLIANCE MANUAL）」を策定し、役職員に配布したうえで、必要に応じて研修等を実施し、コンプライアンスに対する知識を高め、尊重する意識を醸成する。また、内部通報制度等を整備し、研修等を実施して、コンプライアンス体制の充実に努める。

ハ）取締役社長の直属部署である内部監査室は、職務の執行、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講じる。

ｂ．取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

イ）取締役の職務の執行にかかる情報は、文書化（電磁的記録も含む）したうえ、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等に基づき適切かつ確実に保管、保存される。

ロ）取締役の職務執行にかかる情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適時に構築し、その運用を図るために「リスク管理規程」を策定するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

ロ）定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、適切な対策を講じ、リスク管理の向上を図ることにより、リスクの最小化に努める。

ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ）当会社として達成すべき目標を明確化するために経営計画を策定し、その進捗状況等を取締役会に報告して管理を行う。

ｅ．財務報告の信頼性を確保するための体制

イ）適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

ｆ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ）監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を監査役の補助者として配置する。

ロ）当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。

ハ）監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。

ｇ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

イ）役職員は、当会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ロ）監査役はその職務を遂行するために必要と判断したときは、いつでも役職員に報告を求めることができる。

ハ）監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、役職員に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。

ニ）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

ｈ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供する。

ロ）監査役の監査に対する役職員の理解を深め、監査役の監査の環境を整備するように努める。

ハ）監査役は、取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査法人や内部監査人との連携を図る。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序の形成、不当行為の撲滅の観点から、反社的勢力の完全排除に努めており、反社会的勢力排除機能については、業務の適正性を確保するための内部統制システムの一部として位置づけております。

当社の反社会的勢力排除に関する基本方針は、以下のとおりであり、現時点においては、これらの整備が完了し、安定運用フェーズに移行しております。

イ）反社会的勢力とは取引関係も含めて一切関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として、毅然とした対応をとる。
ロ）万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合は、対応部署である人事総務部が中心となり、警察・弁護士等の外部機関と連携して組織的に対処する。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

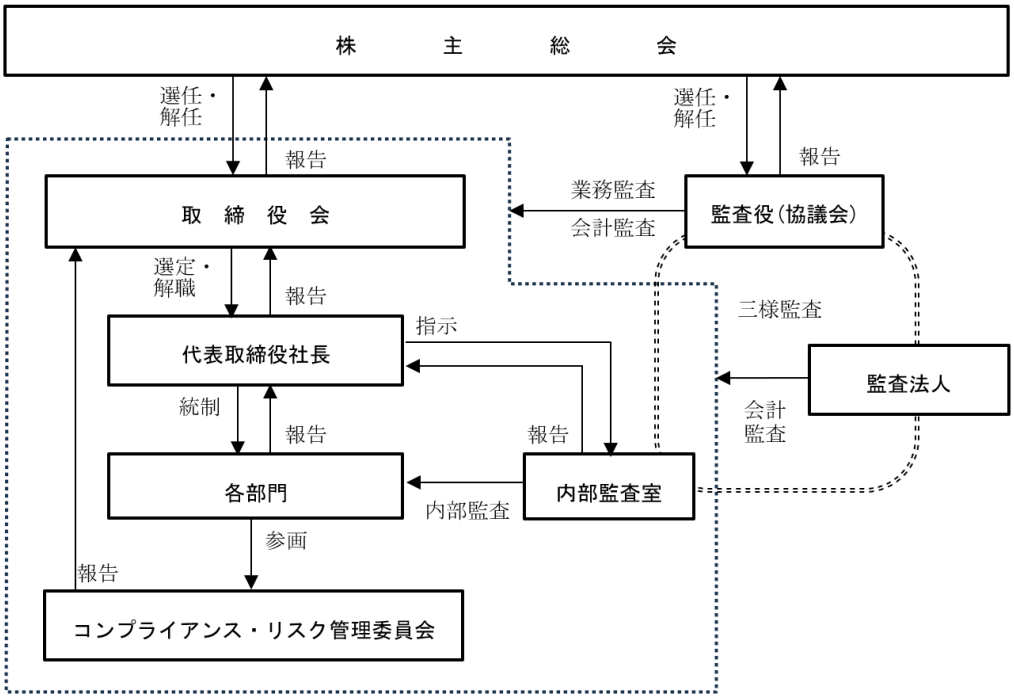
買収防衛策導入	なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要に関する模式図を参考資料として記載しております。

【模式図(参考資料)】

模式図（内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制）



【適時開示体制の概要（模式図）】

（１）重要な決定事実

①取締役会で決議予定の付議事項の連絡
（起案者→管理本部を管掌する取締役）

▼

②開示の可否判断
（管理本部を管掌する取締役）

▼

③開示文書の作成
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）

▼

④開示文書のチェック
（取締役社長、常勤監査役、その他必要と思われる関係者、金融商品取引所等）

▼

⑤取締役会での決議

▼

⑥「TDnet」での開示
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）

▼

⑦当社ホームページでの自動リンク

※TDnet：金融商品取引所が運営する適時開示情報閲覧サービス

（２）重要な発生事実

①認識した重要な発生事実（その可能性があるものを含む。）の連絡
（役員及び従業員→管理本部を管掌する取締役）

▼

②開示の可否判断
（管理本部を管掌する取締役）

▼

③開示文書の作成
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）

▼

④開示文書のチェック
（取締役社長、常勤監査役、その他必要と思われる関係者、金融商品取引所等）

▼

⑤「TDnet」での開示
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）

▼

⑥当社ホームページでの自動リンク

※TDnet：金融商品取引所が運営する適時開示情報閲覧サービス

（３）決算等に関する情報

＜決算短信（四半期決算短信含む。）＞

①開示文書の作成
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）
▼
②開示文書のチェック
（取締役社長、常勤監査役、その他必要と思われる関係者、金融商品取引所等）
▼
③取締役会での決議
▼
④「TDnet」での開示
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）
▼
⑤当社ホームページでの自動リンク

※TDnet：金融商品取引所が運営する適時開示情報閲覧サービス

＜業績予想修正＞

①公表済み業績予想に対する業績見通しの乖離状況のモニタリング
（管理本部を管掌する取締役）
▼
②開示文書の作成
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）
▼
③開示文書のチェック
（取締役社長、常勤監査役、その他必要と思われる関係者、金融商品取引所等）
▼
④取締役会での決議
▼
⑤「TDnet」での開示
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）
▼
⑥当社ホームページでの自動リンク

※TDnet：金融商品取引所が運営する適時開示情報閲覧サービス

＜配当予想修正＞

①公表済み配当予想に対する予想修正の必要性の協議
（取締役社長及び管理本部を管掌する取締役）

▼

②開示文書の作成
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）

▼

③開示文書のチェック
（取締役社長、常勤監査役、その他必要と思われる関係者、金融商品取引所等）

▼

④取締役会での決議

▼

⑤「TDnet」での開示
（管理本部を管掌する取締役、又は、当該取締役が指名する者）

▼

⑥当社ホームページでの自動リンク

※TDnet：金融商品取引所が運営する適時開示情報閲覧サービス

以上